



緑丸

百合若

はなちゃん

PUBLIC INFORMATION 聖籠町

聖籠町公式 SNS



新型コロナウイルス感染症
関連情報はこちらから
町ホームページ



最高の仲間との思い出を胸に

3月3日(金)、聖籠中学校で卒業式が行われました。

卒業生の皆さんが力強く自分の道を切り開き、ますます輝いていくことを心からお祈りします。

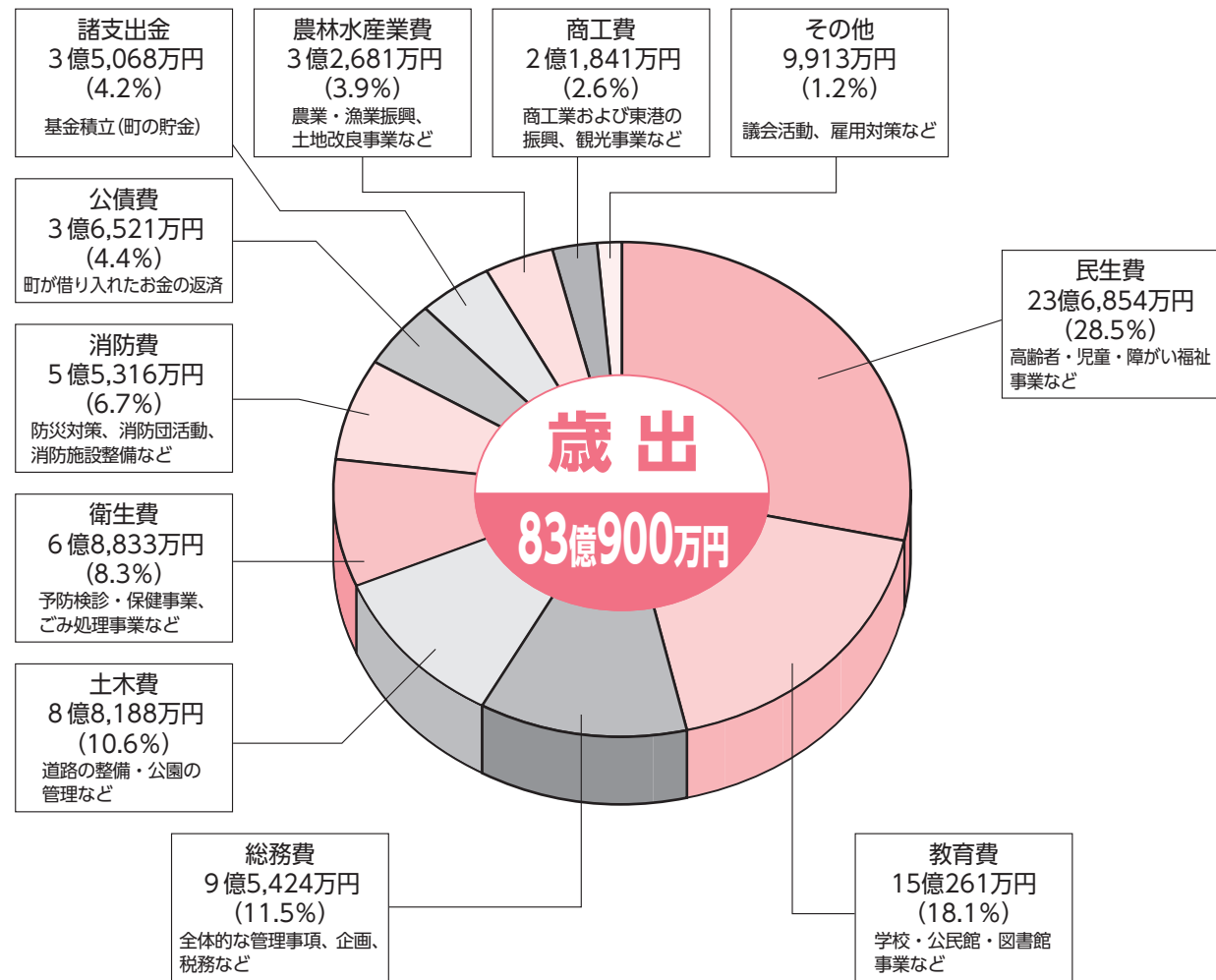
広報せいろう
2023

4

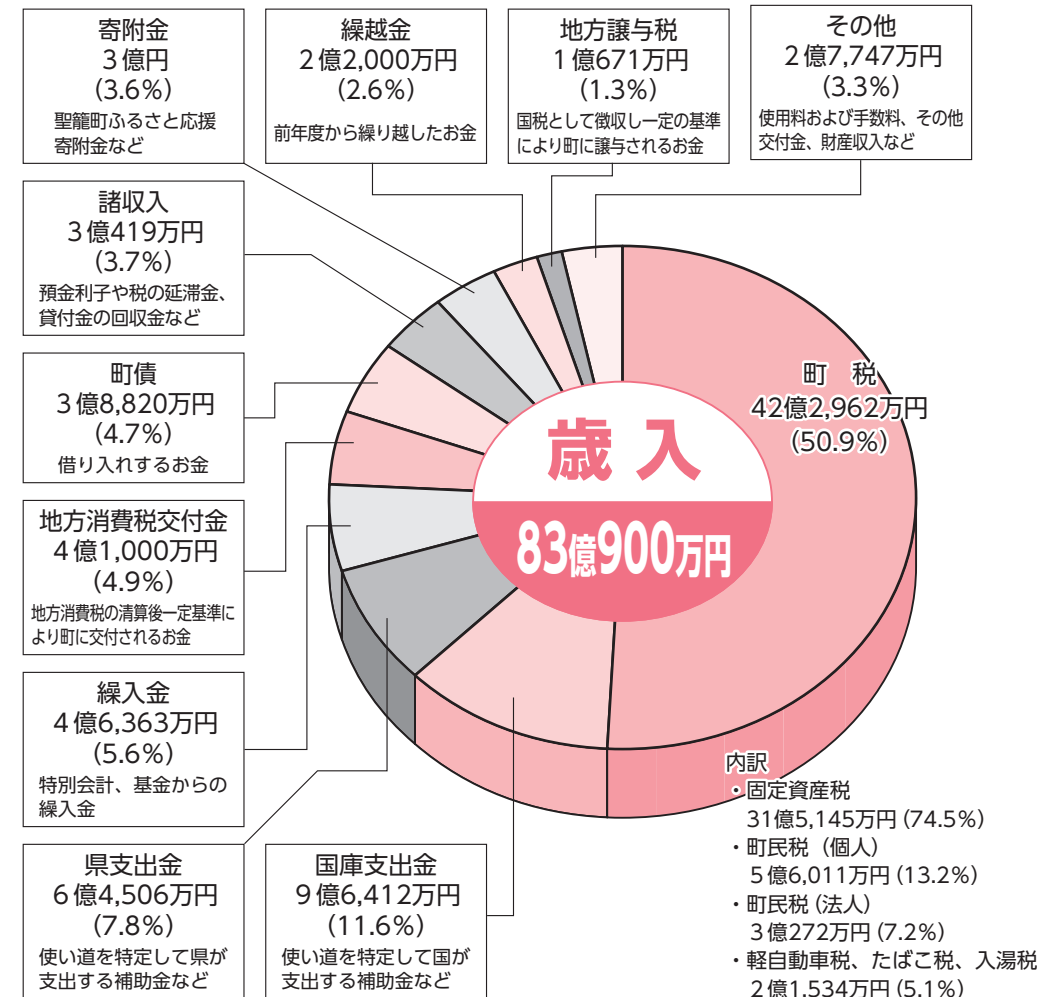
April No.561

令和5年度

一般会計予算は 83億



900万円 住みよいまちづくりに 向けスタートします



令和5年度の予算が3月定例議会にて審議され、一般会計予算は83億900万円、また特別会計予算は6会計合計45億5,798万円が議決されました。住みよいまちづくりのために、皆さんの税金がどのように使われるのかその概要をご紹介します。お気づきの点、お問い合わせは、役場総合政策課（財政係）までご連絡ください。

☎27・1954（直通）

令和5年度 基金および町債の状況

基金の状況（一般会計）

名称	令和4年度末 残高見込額	令和5年度増減見込額		令和5年度末 残高見込額
		積立見込額	取崩見込額	
財政調整基金	65,909	68	5,000	60,977
減債基金	8,485	10	0	8,495
災害救助基金	12,694	0	0	12,694
土地開発基金	6,422	8	0	6,430
道路整備基金	297	100	0	397
教育振興基金	321	0	0	321
公共用施設整備基金	3,426	100	0	3,526
公共用施設維持基金	17,962	0	7,900	10,062
地域福祉基金	3,678	4	0	3,682
聖籠観音の湯ざぶ〜ん館維持基金	1,355	1,200	600	1,955
町営住宅及び共同施設維持基金	28,747	1,261	0	30,008
ふるさと応援基金	30,507	30,001	30,505	30,003
国営加治川用水地区土地改良事業基金	14,233	1,580	0	15,813
感染症対策基金	415	735	1,000	150
企業立地促進基金	219	0	218	1
国民健康保険高額医療費貸付基金	200	0	0	200
一般旅券発給等事務証紙等購買基金	50	0	0	50
合計	194,920	35,067	45,223	184,764

町債の状況

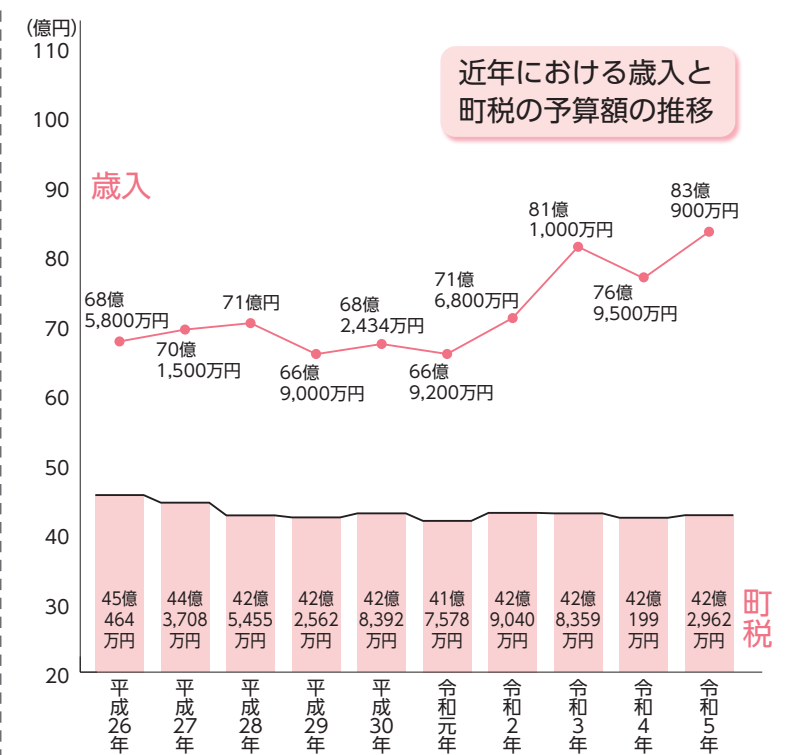
名称	令和4年度末 残高見込額	令和5年度増減見込額		令和5年度末 残高見込額
		起債見込額	元金償還見込額	
一般会計	239,926	38,820	35,461	243,285

○基金
町の貯金にあたる基金については、総額で令和4年度末から1億156万円の減額となる18億4,764万円を見込んでいます。

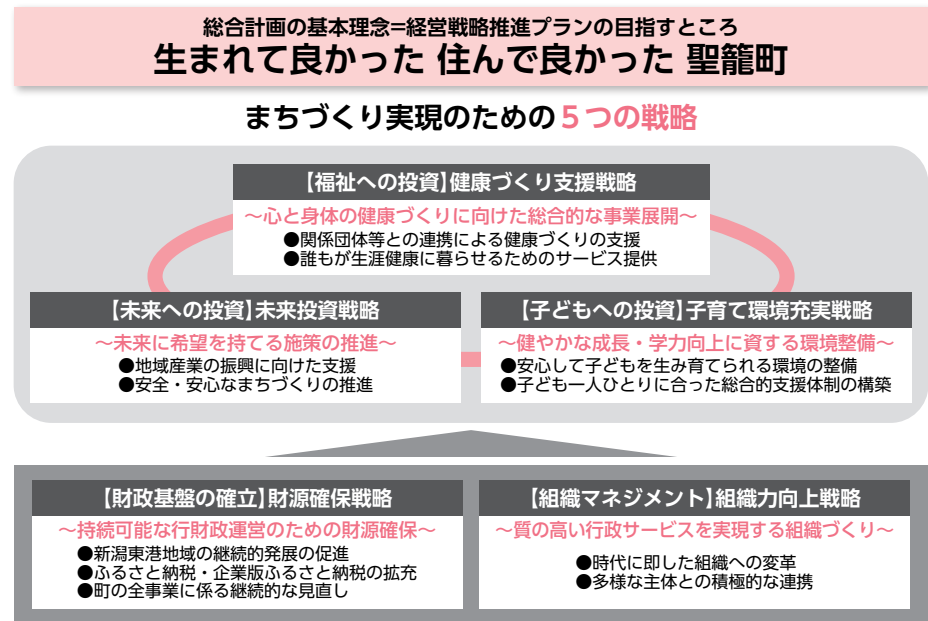
○町債
町の借金にあたる町債については、3億5,461万円を返済しますが、新たに3億8,820万円を借り入れる予定のため、残高は、令和4年度末から3,359万円増額となる24億3,285万円となる見込です。

会計名	予算額
国民健康保険	14億2,441万円
施設勘定	1億1,412万円
介護保険	12億3,423万円
後期高齢者医療	1億795万円
県営開拓パイロット事業	994万円
下水道事業	7億3,400万円
水道事業	3億2,553万円
資本的支出	4億9,876万円
資本的支出	1億904万円

令和5年度特別会計予算は計45億5,798万円



「未来へ」 守り、幸福度を高める～



聖籠町経営戦略推進プランの全体像

令和5年度は、聖籠町経営戦略推進プランに基づき、3つの投資（子どもへ福祉へ未来へ）をより戦略的に進めるため、「健康づくり支援戦略」「未来投資戦略」「子育て環境充実戦略」を設定するとともに、これを財政面で支える「財源確保戦略」、組織で推進する「組織力向上戦略」を掲げ、「生まれて良かった 住んで良かった 聖籠町」の実現を目指します。

令和5年度予算で、町民の皆さんに密接に関わる事業を紹介します。

子どもへの投資

新規
子育て世帯に
一人1万円
2923万円

物価高騰の影響を受けている子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、平成17年4月2日以降生まれの聖籠町在住の児童に対して、一人あたり1万円の給付金を支給します。

新規
給食費値上げ分を支援
733万円

令和5年4月から値上げされる給食費について、令和5年度、値上げ分を町が負担することで保護者の負担軽減を図ります。

拡充
一時預かり保育
1園から2園に
535万円

※うち国県補助376万円
冠婚葬祭など、自宅での保育が困難な場合や保護者のリフレッシュのための一時預かり保育事業について

て、実施園を現状の1園から2園へ増やし、より利用しやすい環境を整えます。

拡充
児童クラブ利用料
5千円から4千円に

保護者の就労と経済的負担の軽減を図るため、放課後児童クラブの利用料を月額5千円から4千円に減額します。

新規
放課後の安全安心
充実した居場所づくり
507万円

放課後、小学校のランチルームを活用することで、子どもたちの安全安心な活動場所を確保し、学習や様々な体験活動の機会と居場所（放課後子ども教室）を提供します。

新規
私立園への支援
1760万円

建設時のウッドショックなどの負担増に対し、保護者への負担を求めるとなく、充実した乳幼児の教育・保育環境を維持するため、

新規
弱視対策3歳児健診
屈折検査を実施
143万円

※うち国県補助104万円
3歳児健診の視力検査において、屈折異常による弱視を見逃すことがないよう検査機器を導入の上、視能訓練士による屈折検査を実施します。

拡充
子ども医療費助成
0・1・2歳無償化
6000万円

※うち国県補助1734万円
18歳までの医療費助成（外来530円、入院1200円の本人負担を除く）をしてまいりましたが、新たに、0・1・2歳児については、医療費全額を無償化します。

拡充
出産・子育て支援充実
相談支援と妊娠など
届出5万円
1350万円

※うち国県補助1125万円

「子どもへ」「福祉へ」 ～いのち・こころ・財産を

新規
母子手帳アプリで
子育て支援
51万円

妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう保健師による伴走型相談支援の充実併せて国の支援策となる妊娠届出時に5万円、出生届出時5万円の経済的支援を実施します。（令和5年2月から実施）

拡充
すくすくサロン
そだちの家を遊び場開放
895万円

※うち国県補助598万円
せいらう幼稚園敷地内にあるそだちの家において、月曜から金曜までは、育児相談や親子がふれあう場として子育て支援センター「すくすくサロンさくらんぼ」を開設し、土日は乳幼児と保護者向けの屋内遊び場として開放します。

新規
中学生の基礎学力定着へ
新大・学習塾との連携
54万円

中学生の学力向上のため、新潟大学や学習塾と連携して、学習に集中できる環境と、分らないことを気軽に質問できる機会（学古堂）を提供します。

新規
学習意欲を高める講演会
著名な講師を招致
106万円

中学生の学習意欲の向上と町全体の教育熱の向上を目指し、著名な講師による講演会を行います。

拡充
教育活動のサポート
体制の充実
760万円

※うち国県補助175万円
先生と子どもの触れ合う時間を確保し、授業に集中できる環境を構築するための充実したサポート体制を継続します。さらに教育指導主事などによる授業研修や、教育相談員による学校訪問などを充実させます。

新規
児童の安全対策
亀小通学路に
グリーンベルト
243万円

児童の登下校時の安全のため、亀代小学校前の町道にドライバークが車道と路側帯を視覚的に区分できるグリーンベルトを設置します。

新規
中学校部活動を
地域指導者に（試行）
54万円

休日の中学校部活動を地域の指導者が指導にあたる事業を試行的に行います。
※広報せいらう号外で「うち国県補助が37万円」と記載していましたが、誤りでしたので、お詫びして訂正いたします。

継続
児童生徒の登下校支援
1469万円

児童生徒の安全確保を目的に、遠距離から通う小学生の登下校と中学校の冬の間のバス運行を継続します。

継続
私立園における
障がい児保育を支援
1200万円

障がい児の保育環境向上に向けて、介助が必要な児童に介助員などを配置した私立認定こども園に対して人件費を補助します。

継続
私立園における
給食費負担の軽減
1093万円

子育てシステムの移行に伴う激変緩和措置として、私立認定こども園へ通う園児（3～5歳児）の給食費に対して、町立幼稚園給食費との差額の一部を補助します。

継続
第3子以降に
給食費支援
587万円

3歳児（私立認定こども園へ通う世帯を含む）から中学生までの第3子以降を養育する保護者に対して給食費の支援を行います。

継続
タブレット端末を
活用した教育の充実
2840万円

タブレット端末を活用した次世代教育の着実な推進とともに、自主学習をさらに強化するためのAIDリ導入と保護者負担の軽減を継続します。

継続
外国語教育の充実・
英語を通じたふれあい
1115万円

小中学校の特別支援教育のさらなる充実を図るため、介助員の適正な配置に努めます。

未来への投資

新規
山倉小学校
屋上防水・外壁改修
1億417万円

※うち国県補助2699万円
学校施設の長寿命化を図り、安全に学校運営ができるよう、山倉小学校の屋上防水および外壁改修工事を行います。

新規
放課後の居場所づくり 山小と
亀小にエアコン設置(3月補正)
5456万円

※うち国県補助928万円
放課後の児童の居場所づくりの取組を進めるため、未設置となつている山倉小学校と亀代小学校のランチルームにエアコンを設置します。冷房を使用する夏までに工事を終了させるため、国の第2次補正予算を活用し、前倒しして行います。

新規
せいらう幼稚園
プールを改修
308万円

福祉への投資

新規
振動刺激トレーニング
装置の購入
109万円

高齢者のフレイル対策事業で使用している機器が老朽化しているため、計画的に入替(令和5年度1台)を行います。

新規
地域の茶の間参加者への
移動支援
30万円

地域の茶の間の参加について、参加者同士での車による送迎に対応している状況もあることから、送迎に係る自動車保険料を補助することにより高齢者の社会参加を促進します。

拡充
短期集中介護予防
サービスの本格実施
182万円

※うち国県補助42万円
3か月間の短期で運動、栄養改善、口腔ケアに関するプログラムを提供する介護予防サービスについて、受入利用者数を増やし通年実施することにより高

子どもたちが安全に使用できるよう、劣化したプール本体の再塗装を行います。また、水質が悪化しないよう、年数が経過したろ過材の入替を行います。

新規
除雪ドザーを購入
3755万円

※うち国県補助2125万円
除雪機械を更新することにより、効率的な除雪に努めます。

新規
山諏訪山木の株線外
消雪井戸を設置
3005万円

※うち国県補助956万円
山諏訪山木の株線外1路線の消雪井戸設置工事を行います。

新規
桃山新用水橋を修繕
462万円

※うち国県補助220万円
老朽化した桃山新用水橋の修繕工事を行います。

齢者の生活機能の維持・改善に取り組みます。また、介護予防に関する講演会の開催などにより町民への周知を図ります。

拡充
老人クラブの「ゆうあい
訪問活動」への支援拡充
47万円

単位老人クラブが実施する地域高齢者への見守り活動について、補助基準を見直すとともに予算額の増額を行い「互助」活動への支援を拡充します。

継続
特定不妊治療費を助成
250万円

令和4年度に年齢と助成回数制限を撤廃し、一度あたりの助成上限額を15万円に引き上げ、助成期間を10年間に延長しました。治療される方の負担軽減のため、助成を継続します。

継続
月3千円支給
特別支援学校就学支援
72万円

特別支援学校の就学に係る経費の負担軽減を図るため、保護者に月額3千円を支給します。(令和4年度から実施)

継続
デジタル同報系
防災行政無線整備事業
1億9158万円

経年劣化で部品調達が困難となつている防災行政無線をデジタル化します。町内58か所に設置している屋外スピーカーと戸別受信機を順次更新します。(3年継続事業の3年目)



新規
給食調理場施設
設備改修工事
1319万円

安全で安定した学校給食の提供を行うため、調理室の照明やボイラーの入替などの工事を行います。

その他の事業

新規
結婚活動への支援
県婚活システム登録料の
1/2を補助
17万円

新潟県が運営する婚活マッチングシステム「ハートマッチにいがた」の入会登録に係る経費の半額を、一人1回に限り補助します。

継続
暮らし応援事業
5000万円

物価高騰対応も含めた地元経済支援と人口増加策としての移住・子育て支援など総合的な施策として、住宅取得、リフォーム、空き家の活用などをされる方に支援を行います。

拡充
結婚新生活への支援
所得要件を緩和
750万円

※うち国県補助500万円
結婚に伴う新生活のスタートアップにおける住居費(購入・賃貸・リフォーム)、引

新規
文化会館火災報知
設備を更新
366万円

老朽化した文化会館の火災報知設備の更新工事を行います。

拡充
農産物販売促進
事業助成金を増額
800万円

聖籠地場物産館のあり方検討委員会からの答申を受け、町の園芸・果樹などの新たな販売促進の拠点づくりまでの間、地場物産における販売所を確保するため、財政支援を拡充します。

継続
おとう・ぶどうの
雨よけ施設などに補助
1897万円

※うち国県補助772万円
町内における農林水産業の振興を図るため、おとう、ぶどうの雨よけハウスの導入など、農業用機械、施設などの整備に要する経費に対して補助金を交付します。

越費用の補助について、所得要件とする夫婦の合計所得金額の合算額を400万円未満から500万円未満に拡充します。



継続
聖籠町サーフィン
大会の開催
300万円

日本全国に「新潟県聖籠町」をPRし、にぎわいを創出するため、町主催のサーフィン大会を開催します。

継続
県営基盤整備事業
1117万円

基盤整備事業により、農地の区画整理や農道、用排水路

継続
蓮野藤寄線などを
舗装補修
2383万円

蓮野藤寄線などの道路舗装補修工事を行います。

継続
藤寄地内の配水管を
耐震管に「水道事業会計」
6854万円

老朽化した配水管を地震に強い耐震管に入れ替えます。

継続
蓮濁幼稚園線などを
道路改良
7160万円

※うち国県補助1445万円
蓮濁幼稚園線などの道路改良工事を行います。

継続
蓮濁金清水線などを
道路舗装
1億1193万円

※うち国県補助5961万円
蓮濁金清水線などの道路舗装工事を行います。

継続
ざぶざぶ館 指定管理料
3300万円

健康増進・観光振興などの施設として安全・安心な管理運営のため、指定管理者である(株)聖籠の杜に指定管理料を支払います。

継続
町商工会に運営費補助
700万円

町商工会の組織を強化することで、組織率の向上と部会活動の活性化を図ることに伴い、会員事務所、町内事業所の発展と地域貢献に寄与するため、商工会の運営などに関する支援を行います。

の整備を実施します。

●令和5年度実施地区

【調査】蓮野逆川第1、

大夫興野藤寄

【工事】蓮濁、三賀用水、

北江、中曽根

聖籠町を花や緑にかこまれた みんなのキレイなまちにしませんか！

道路、公園・緑地などの環境美化に取り組む団体を募集しています！

さわやかクリーンサポート事業

町民や事業所と町が協働で進める新しい環境美化への取り組みであり、34団体が登録しています(令和5年3月末現在)。道路、公園・緑地などの公共施設を管理していただくボランティア団体を育成し、持続可能な開発目標(SDGs)に向け、環境美化の推進を図るものです。

継続的な緑化活動や道路の清掃活動は、SDGsの指標「11：住み続けられるまちづくりを」に貢献することにもなりますので、ぜひ、さわやかクリーンサポート事業に取り組んでみませんか？



事業の概要

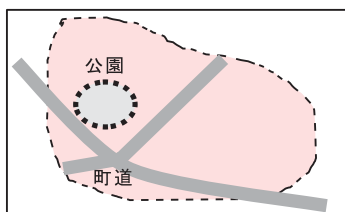
活動団体としてグループで行っていただきます。

活動人数が3人以上の地域住民、事業所、老人クラブ、サークル、集落などの団体とします。
(代表者は、18歳以上の方となります。)

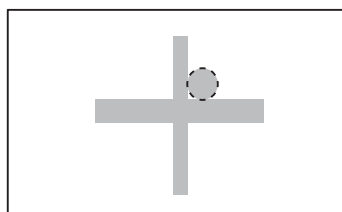
(1)活動場所はどこにするの？

①道路、公園・緑地などの公共施設で安全に作業ができる区域とします。

(例1)○○○集落区域



(例2)□□交差点付近ポケットパーク



②以下の区域についても可能ですが、その際は役場ふるさと整備課にご確認ください。

区 域
(1) 道路の交差点や幹線町道または県道の歩道
(2) ポケットパーク(沿道にある公園・緑地)

(2)具体的にどんなことをするの？

原則として年間3回以上、次のいずれかの活動を行います。

- ①草花などの植栽・管理
- ②除草
- ③空き缶などの散乱ごみの収集ならびに廃棄など



ひろげよう！緑のまちづくり

町では、家庭での緑化を進めることで自らが緑を大切にする意識を持ち、その心を育んでいくことができるようにと、緑化に対する苗木の配布事業を行っています。ぜひご活用ください。

なお、これらの事業は予算の範囲内で行っていますので、あらかじめご了承ください。

■ 次のいずれかに該当する方

- ・住宅（一戸建）を新築または購入した方
- ・新しい家族の誕生や結婚などの慶事の場合
- ・家庭の緑化を推進する方（1世帯につき1回限り）
※アパートなどにお住まいの方は対象となりません。

■ 苗木の配布本数

町指定の苗木の中から1件の申し込みにつき2本以内です。（例1：ハマナス2本）、（例2：ハナミズキ1本、マサキ1本）

■ 苗木の種類

クロマツ・ハマナス・モクレン・ハナミズキ・ヤマボウシ・サルスベリ・ツバキ・サザンカ・キンモクセイ・マサキ・ナンテン

■ 申し込みから苗木配布までの例

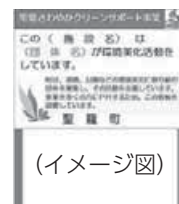
- ①役場ふるさと整備課へ「苗木申込書」を提出
※FAX・Eメールでの受付も可能です。
- ②役場ふるさと整備課から「苗木引換券」の贈呈
- ③「苗木引換券」を町指定苗木取扱店へ事前に電話などで種類、本数を連絡し持参
※「苗木引換券」の有効期限は発行日から1年以内です。
- ④町指定苗木取扱店から苗木を受け取り、自宅の庭などに植える。
※当該苗木を良好に管理するとともに、快適な生活環境の形成に努めてください。
※種類によっては、お取り寄せにお時間をいただく場合もあります。また、取扱店によっては、取扱いのない種類もあります。

■ 町指定苗木取扱店

- ・プラント4 聖籠店……………☎32-6200
- ・曾根建(株)……………☎27-5111
- ・(有)栗原緑樹園……………☎27-5300
- ・(有)聖光園……………☎27-4339
- ・北越緑化(株)聖籠営業所…☎27-6665

(3) 町の支援は？

- ①環境美化活動に必要な物品などを支給または貸与
支給品(例)：種苗・軍手、ゴム手袋、ごみ袋、肥料 など
貸与品(例)：プランター、じょうろ、スコップなど
 - ②傷害保険の適用
事故があった場合、町が加入する傷害補償保険を適用させます。
 - ③看板を設置し広くPR
(適当な設置場所がある場合のみ)
地域内のごみのポイ捨ての減少が期待でき、活動団体の紹介にもなります。
 - ④広報紙やホームページで活動団体の紹介・PR
(グループの自己PRなどを織り込みながら紹介を行います。)
- 〈注意〉無償ボランティア活動としていますので、補助金などといった経費でのお支払いはありません。



(イメージ図)

参加したいとき

随時受付を行っていますので、役場ふるさと整備課へお気軽にお問い合わせください。

まず、**団体をつくりましょう**

……集落、老人クラブ、友達、サークル、企業など

次に、**活動場所、活動内容を決めましょう**

……集落公園、集落内道路、PR効果のある交差点などで花いっぱい活動、清掃活動などをどれくらいの頻度でやるか

そして、**申し込みましょう！**



お申し込み・お問い合わせ 役場ふるさと整備課 都市計画係(内線233)

令和5年度聖籠町子育て世帯独自給付金のご案内

燃料費高騰や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響が続く中、子育て世帯の負担軽減を図るため、令和5年3月31日時点で18歳未満(平成17年4月2日以降生まれ)の町民を対象に1人1万円の給付金を支給します。

令和4年度の同名の給付金を申請された方とそうでない方で申請方法が異なりますのでご注意ください。

【支給対象者】下記の年齢要件・住所要件の両方を満たす児童もしくはその保護者

年齢要件 令和5年3月31日時点で18歳未満(平成17年4月2日以降生まれ)の児童

住所要件 下記①・②のいずれかに該当する住民

①令和5年4月1日時点で聖籠町に住民登録のある児童

②令和6年3月31日までに聖籠町に住民登録をした児童

【支給額】児童1人につき1万円

【申請方法】

・住所要件①の方のうち

令和4年度の給付金を申請された方

令和4年度の申請時に指定された口座に振り込みます。**申請手続きは不要**です。

ただし、下記の事由に該当する方については、未申請の方と同様に申請手続きが必要となります。

○申請手続きを必要とする事由

- ・支給対象児童と昨年度申請者が住民票上同一世帯でない
- ・転出などにより昨年度申請者の住民票が除票となっている
- ・昨年度申請者の氏名が変更されており、口座名義人と一致しない など

令和4年度の給付金を未申請の方

申請書を児童の住所へ送付します。申請書をご記入の上、郵送もしくは子ども教育課窓口へ直接お持ちください。

なお、令和4年度の未申請分の給付金を遡って申請することはできませんので、あらかじめご承知おきください。

・住所要件②の方

転入・出生などの届出の際にご案内します。役場3階子ども教育課窓口で手続きをしてください。

【申請締切日】令和6年4月1日(月)

【振込日】・申請が不要の方……………令和5年4月28日(金)

・申請を必要とする方……申請受付日の翌月末頃

お問い合わせ 子ども教育課 子ども・子育て支援係(内線312)

亀塚児童館の開館時間を試行的に変更します

新しい子育てシステムの実施により未就園児が減少したことや子育てサークルの会場利用がなくなったことなどにより午前中の利用者が減少しています。

そのため、4月から当分の間、試行的に下記のとおり開館時間を変更します。

○4月からの開館時間

【月曜・水曜・土曜】午前10時から午後5時まで **【火曜・木曜・金曜】**午後1時から午後5時まで

子ども教育課 子ども・子育て支援係(内線309)、または、亀塚児童館 ☎27-2478

ふるさと応援寄附金の使い道をお知らせします

寄附の使途項目	令和2年度 (1～3月分)	令和3年度 (4～12月分)	令和4年度実施事業名など	充当金額
	寄附金額			
ふるさと防災支援	418万2000円	3479万9000円	新発田地域広域事務組合消防負担金	3898万1000円
ふるさと子育て支援	432万1000円	4487万9000円	保育所運営事業 (施設型給付費負担金)	4920万円
ふるさと教育支援	109万2000円	1107万7000円	小中学校ICT教育推進事業 (タブレット端末回線通信料)	1216万9000円
ふるさと環境支援	105万8000円	1097万8000円	一般廃棄物収集運搬業務委託 (資源ごみ)	1203万6000円
ふるさとスポーツ・ 文化振興支援	23万3000円	401万6000円	トレーニングルーム 管理業務委託	424万9000円
ふるさと農業・ 商工業支援	103万1000円	1096万1000円	聖籠町商工会運営事業 補助事業	699万2000円
			農産物販売促進事業補助事業	500万円
ふるさと高齢者・ 障がい者支援	52万円	761万7000円	重度心身障害者医療扶助事業	813万7000円
ふるさと 地域振興支援	28万3000円	531万6000円	行政連絡事務等業務委託	350万円
			海のにぎわい館指定管理委託	209万9000円
ふるさと応援	433万円	5266万2000円	給食調理等業務委託	5699万2000円
新型コロナウイルス 感染症対策支援	174万2000円	1199万2000円	感染症対策基金積立金	1373万4000円
合計	1879万2000円	1億9429万7000円		2億1308万9000円

お問い合わせ
役場総合政策課
政策係
(内線263)



皆さまからいただいたご寄附は大切に活用させていただきました。
たくさんの応援ありがとうございました！

4月から0.1.2歳の子ども医療費助成を拡充します

子ども・ひとり親・県障医療費助成を受けている方で、0～2歳の子どもを対象に通院、入院ともに無償化します。

なお、3歳～高校生の助成方法は変更ありません。

0～2歳の方の受給者証が変更となります。対象の方には3月末日までに新しい受給者証を送付します。受給者証が届いていない方は下記までお問い合わせください。

3歳以上の方の受給者証は従来通りの予定です。

お問い合わせ
保健福祉課(町保健福祉センター内)
健康推進係 ☎27-6511

		現 行	改正後	
対象年齢		0歳～高校生	0～2歳 2歳に達した最初の 3月31日まで	3歳～高校生
	一部負担金	入院	1200円/日	0円/日
通院		1回目…530円/日 2～4回目…0円	1～4回目…0円	
助成方法		現物給付	現物給付	現物給付

※文書料など、保険のきかない費用は対象外です。

～ 成年年齢の引き下げから1年～

18歳・19歳に気をつけてほしい 消費者トラブル

契約当事者18歳・19歳の消費生活相談(2022年4月～10月)

	相談件数が多かった商品・役務	件数の増加がみられた商品・役務
1位	脱毛エステ	脱毛エステ
2位	出会い系サイト・アプリ	医療サービス(医療脱毛など)
3位	商品一般(架空請求など)	コンサート(転売チケットなど)
4位	内職・副業	エステティックサービス
5位	賃貸アパート	普通・小型自動車

(国民生活センター発表資料より)

- **脱毛エステ**では、
 - ▶ お試しのつもりで施術を受けたら高額なコースを勧められて断り切れず契約してしまった
 - ▶ 通い放題コースを契約したのに予約が全く取れない
 - ▶ サロンが破産したので請求を止めてほしい
 などの相談が寄せられています。男性からの相談も増えています。
- **出会い系サイト・マッチングアプリ**は、
 - ▶ サクラとやり取りするために高額なポイントを購入した
 - ▶ あやしいネットワークビジネスに勧誘されてだまされたなど、様々なトラブルにあう可能性がある所以要注意です。
- **内職・副業**をスマホで検索して、
 - ▶ 「スマホをタップするだけで収益が発生!」という広告を見てマニュアルを買ったら「サポートプランに入らないと稼げない」と言われ、断り切れず契約してしまった
 という相談などが寄せられています。

消費生活



通信

令和5年4月
vol.150

役場町民課

消費生活センター

☎27-1958 (直通)

※来所の際は事前にお電話頂けると確実です



子どもサポート情報より

「契約しない」という決断も大切

- 18歳になると、自分の判断で契約できるようになりますが、同時に、契約内容を守る義務もうまれます。「守れないかもしれない」と感じる時は、契約するのはやめましょう。
- 特に「やめたいとき」(返品・キャンセル・退会・解約)のことは、契約する前にしっかり確認しましょう。

その相談相手は信用できますか?

- 変だな、困ったな、と思ったら、家族など信用できる人、消費生活センターに早めに相談しましょう。「188」に電話すると、最寄りのセンターにつながります。
- SNSなどで、間違ったアドバイスをしている投稿を時々見かけます。また、ネットで見つけた窓口に相談して、あとで高額な請求を受けるトラブルも起きているので、注意してください。



園児に防犯・交通安全を劇で呼びかけ

2月、せいろう幼稚園、ハーモニー・聖籠はじめ・なないろ・ほしぞらの町内4こども園において、3・4・5歳児を対象に、防犯と交通安全を劇で呼びかけました。防犯劇では『イカのおすし』をテーマに、知らない人に声をかけられたら、大きな声で「助けてえ〜」と叫びながら逃げて、近くの大人に助けを求めるなどの不審者への対処法を呼びかけました。

交通安全劇では、「チャイルドシートはちゃんとしてね」「道路を渡る時は手をあげて『渡るよサイン!』をしてね」と、町のヒーロー「交通レンジャー」が呼びかけました。子ども達は登場した交通レンジャーに大きな声援をおくっていました。

最後に、一年間交通ルールをしっかりと守ったごほうびとして、交通レンジャーから園児たちにメダルがプレゼントされ、「これからも交通ルールを守ることを約束してくれました。

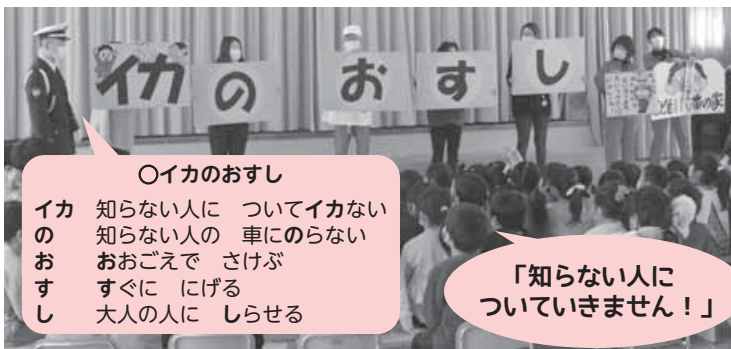


今日も一日交通安全

交通安全に関することは

☎ 役場生活環境課

☎ 27-2111(内線284)



○イカのおすし

イカ 知らない人についてイカない
の 知らない人の車にのらない
お おおごえで さげぶ
す すぐに にげる
し 大人の人に しらせる

「知らない人についていきません！」



交通レンジャーのメダル



「交通ルール守ってね！」

せいろう幼稚園

なないろこども園：メダル進呈

令和5年度聖籠町交通安全対策基本方針を決定

2月28日(火)、交通安全対策会議を開催し、「令和5年度聖籠町交通安全対策基本方針」を策定しました。



交通安全対策会議の様子

令和5年度の重点的な施策は、下記のとおりです。

- (1) 高齢者の交通事故防止(安全サポート車と高齢運転者の運転免許証の自主返納の普及促進など)
- (2) 歩行者の安全確保および自転車の安全利用の推進(全ての年齢層の乗車用ヘルメットの着用促進など)
- (3) シートベルトおよびチャイルドシートの着用の徹底
- (4) 飲酒運転の根絶

令和5年度も、計画・方針に基づき、町民の皆さまをはじめ、警察や交通安全協会・母の会などの関係機関の皆さまにご協力をいただきながら、交通事故防止に努めてまいります。



令和5年4月1日から施行 自転車利用時ヘルメット着用が努力義務化!!

- ◎自転車事故の死者のうち約6割が頭部に致命傷を負ったものによるものです。子どもだけでなく全ての自転車利用者がヘルメット着用しましょう。
- ◎横断歩道は歩行者のための場所ですので、歩行者の通行を妨げる恐れのある場合は、自転車を押して渡りましょう。

※自転車保険加入義務化

新潟県では、令和4年10月1日から自転車損害賠償責任保険などへの加入が義務化されています。

自転車は手軽でエコなイメージがありますが、交通事故で加害者となり、多額の損害賠償が発生することもあります。

万一の事故に備えて自転車損害賠償責任保険などに加入しましょう。



進入学(園)児を守る 交通安全週間

実施期間 4月6日(木)～4月12日(水)

横断歩行者を守りましょう!

町の交通事故発生状況

区分 年	1月 (うち高齢者数)		
	発件数	死者数	傷者
令和5年	1 (0)	0	2 (0)
令和4年	3 (0)	0	3 (0)
増減	-2 (0)	0	-1 (0)

町の動向

このコーナーでは、役場各課の主な業務、各種委員会の活動などを町民の皆さんにお知らせします。

掲載内容については、「ご意見・ご質問などがありましたら、担当課または総務課広報担当まで電話か町政ポストのハガキでお寄せください。」

総合政策課

2月13日(月)

第14回聖籠町補助金等

評価調査委員会開催

聖籠町補助金等評価調査委員会は、町が交付する補助金等が適正かつ効果的に交付されることを目的に、調査、基本的なあり方の検討および評価を行っています。

第14回委員会では、主に見直しの取組状況について町から報告しました。

会議資料については、町ホームページに掲載しています。

3月1日(水)

新潟県信用組合との

包括連携協定締結

聖籠町と新潟県信用組合 包括連携に関する協定・締結式



▲西脇町長(左)と新潟県信用組合 赤川理事長(右)

町と新潟県信用組合は、町民サービスの向上、地域の活性化を図ることを目的として、包括連携協定を締結しました。この協定では、「地域資源・産業を

活かした地域の競争力強化」、「移住・定住の推進」、「結婚・出産・子育ての支援」について、相互に緊密な連携・協力をしながら取り組むこととしています。

これにより、起業する方や事業者の経営診断・事業承継への支援、移住・定住施策など、様々な分野での連携・協力が期待されます。

町民課

3月2日(木)

令和4年度第4回聖籠町

国民健康保険運営協議会開催

聖籠町国民健康保険運営協議会は、国民健康保険に関する予算執行や運営について、有識者や町民の意見を十分に反映し適切に実施されるよう、調査や審議を実施しています。

第4回協議会では、次の事項について審議を行いました。

・令和4年度聖籠町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について

・聖籠町国民健康保険条例の一部改正(案)について

・令和4年度聖籠町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)

(案)について

・令和5年度聖籠町国民健康保険特別会計予算(案)概要について

・令和5年度国民健康保険事業費納付金の本算定結果について

生活環境課

3月2日(木)

聖籠町防災会議開催

聖籠町地域防災計画(修正案)の審議を行い、議決されました。

町では、聖籠町地域防災計画に基づき、関係機関・町民の皆さまと協力して、防災・減災対策に取り組んでいきます。

なお、修正後の聖籠町地域防災計画は、町ホームページで公開していますので、ご覧ください。

教育未来課

令和5年聖籠町教育委員会開催

次の項目について審議されました。

1月25日(水)

○第1回定例会

・職員の分限休職処分の決定

2月20日(月)

○第2回定例会

・職員の分限休職処分の決定

・聖籠町子ども家庭相談センター事業実施要綱を制定する告示

・県費負担教職員の任免の内申

3月1日(水)

○第1回臨時会

・教育委員の辞職の同意

なお、議事録は町のホームページで閲覧できます。

農業委員会

2月24日(金)

農業委員会第25期

第12回総会開催

・農地法第3条の規定による許可申請について・・・1件
・農地法第5条の規定による許可申請について・・・2件
・農用地利用集積計画(利用権設定)による申出審査について・・・27件

以上3項目が審議され、議決・承認されました。

なお、総会の議事録は農業委員会事務局および町ホームページで閲覧できます。

町の新しい民生委員・児童委員を ご紹介します

亀塚区域を担当する民生委員・児童委員として、**國兼伸生**さんが3月1日付けで新たに委嘱されました。



【氏名】國兼 伸生
【電話】27-2400
【担当区域】亀塚

※敬称略

民生委員・児童委員の皆さんには、地域の人たちが生き生きと元気に、安心して暮らせる地域づくりを進めるためのお手伝いをしていただきます。

あなたの心配ごとを解決するお手伝いをします

民生委員・児童委員は、住民の最も身近な相談・支援者です。生活上の問題など、何かに悩んでいるときは、ぜひお近くの民生委員・児童委員にご相談ください。

児童委員・主任児童委員の活動

民生委員は、児童委員を兼ねています。虐待やいじめ、不登校、非行など、子どもを取り巻く環境が深刻さを増しています。が、支援が必要な児童とその保護者、妊産婦、ひとり親家庭などに必要な情報の提供や援助などを行い、児童の健全育成のための地域活動を行います。なお、児童委員の中には区域を持たず、児童福祉を専門に担当し、活動する主任児童委員がいます。

秘密は守られます

民生委員・児童委員は法律で個人の秘密を守ることが義務づけられています。相談内容などを口外することはありませんので、安心してお気軽にご相談ください。

保健福祉課（町保健福祉センター内）

民生委員児童委員協議会事務局

☎27・6511

町議会議員一般選挙の 日程が決まりました

任期満了に伴う聖籠町議会議員一般選挙の日程が、3月1日に開催された聖籠町選挙管理委員会会で、次のとおり決定されました。

■告示日 8月22日（火）
■投票日 8月27日（日）



投票できる人

●平成17年8月28日以前に出生し、令和5年5月19日以前から引き続き聖籠町の住民基本台帳に登録されている人
※詳しくは、7月に発行予定の選挙特報でお知らせします。

聖籠町選挙管理委員会

☎27・2111（内線221）

診療所からお知らせ

診療所では、町内の小中学生が描いた作品を、1年間お借りして待合室に飾らせてもらっています。

診療所にご来院の際は、ぜひご覧ください！



ご利用ください

役場休日・夜間窓口

マイナンバーカードの申請がお済みでない方は、この機会にぜひご利用ください。

また、受付できる業務は次のとおりです。ご不明な点がありましたら、事前に役場町民課までお問い合わせください。

【取扱業務】①戸籍・住民票交付、②印鑑登録、印鑑証明交付（「印鑑登録証」が必要です。）、③パスポート受け取り（申請はできません。）、④マイナンバーカード（申請、受け取り）、⑤コロナワクチン接種証明書（ワクチンパスポート）交付

役場1階 町民課

【4月の休日役場窓口】

☑4月8日（土）午前9時～正午まで
22日（土）午前9時～正午まで

【4月の夜間窓口】

☑4月5日（水）午後8時まで
19日（水）午後8時まで

役場町民課 町民サービス係

（内線111・112）

聖籠町国民健康保険診療所

ご理解のほど、よろしくお願います。

☎27・1234

固定資産税・軽自動車税の 納付書にQRコードが印刷されます (共通納税制度)

共通納税制度とは…

税金を納める方法を増やし、利便性を高めようという全国統一の取り組みです。

●このQRコードを利用すると、

- ・スマホ決済アプリを利用して税金を納めることができますようになります。

①スマホ決済アプリの一覧……………

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



- ・国内ほぼ全ての金融機関窓口で税金を納めることができますようになります。

②QR対応の金融機関一覧……………

<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>



- ・さらに、地方税お支払サイトへアクセスした上で納付の手続きをすると、ダイレクト納付やクレジットカード納付などもできるようになります。

ただしクレジットカード納付の場合、手数料が発生し、その手数料は税金を納める方本人の負担となりますのでご注意ください。

③地方税お支払サイト……………

<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



●今までどおり、県内の金融機関やコンビニ、役場窓口などで納めることもできます。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

☑役場税務課 税務係(内線141)

22日	21日	20日	18日	12日	11日	3日	2日	4月	町長の動向 (主なものを抜粋)
新発田駐屯地開設70周年記念および第30普通科連隊創隊61周年記念行事	新発田地区交通安全協会聖籠支部総会	新発田地区交通安全協会聖籠町交通安全母の会総会	新潟東港聖籠地区立地企業連絡協議会役員会	区長会議	町村会役員会	新入学児童を守る街頭指導	会計年度任用職員訓示	職員辞令交付式・訓示 小・中学校辞令交付式	消防新入団員等辞令交付式・教育訓練

INFORMATION

おしらせ

お問い合わせ先

聖籠町役場	☎27-2111
町民会館	☎27-2121
図書館	☎27-6166
町保健福祉センター	
保健福祉課	☎27-6511
長寿支援課	☎20-7433
上下水道課 (上水道管理棟)	☎27-5141
診療所	☎27-1234

INFORMATION

4月の行事

《相談事業》

ところ 役場1階会議室

◆行政相談

11日(火)午前10時~11時30分

☑役場総務課(内線225)

ところ 結いハート聖籠

◆心配ごと相談(随時開催)

☑聖籠町社会福祉協議会

☎28-7110

《保健福祉事業》

ところ 町保健福祉センター

◆乳幼児健康診査

○1歳2か月児歯科健診

10日(月)午後1時10分~

○3歳6か月児歯科健診

11日(火)午後1時10分~

○1歳6か月児健診

27日(木)午後1時~

○乳児健診

28日(金)午後1時~

◆学級

○マタニティ教室

18日(火)午後1時15分~

☑保健福祉課

(町保健福祉センター内)

☎27-6511

※急きよ、中止または延期する場合は、その都度対象者へご連絡します。

2月の届出

げんきなよい子

出生

赤ちゃん	保護者	行政区
千曉ちゃん	(能登 遼一)	真野
暖人ちゃん	(小林 圭佑)	蓮 湯
終介ちゃん	(曾根 拓也)	蓮 湯
音羽ちゃん	(高橋 慶)	山大夫
結那ちゃん	(新保 元基)	山三賀
大ちゃん	(廣川 勇仁)	山大夫
陽己ちゃん	(山本 佳樹)	山諏訪山

幸せ多い人生を

婚姻

新郎・新婦	行政区
土田 傑さん (田中) いくみさん	山大夫
堀 雄祐さん (永嶋) 萌菜さん	
長谷川 匠さん (長谷川) 莉子さん	網代浜

ごめいふくをお祈りします

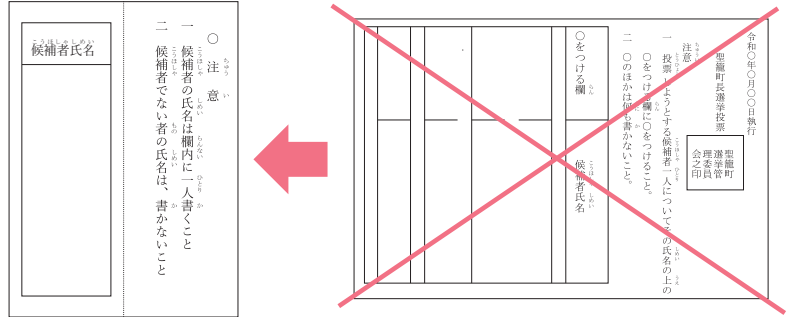
死亡

氏名	年齢	行政区
斉藤 鐵二郎さん	(97歳)	山 倉
斉藤 明博さん	(50歳)	本三賀
伊藤 健志さん	(91歳)	二本松
高口 ミツエさん	(90歳)	蓮 野
二宮 ミネさん	(91歳)	蓮 野
池田 弘一さん	(88歳)	蓮 湯
長谷川 得示郎さん	(86歳)	蓮 湯
高崎 武さん	(96歳)	亀 塚
安尻 芳子さん	(77歳)	大夫興野
高松 房晴さん	(64歳)	亀 塚
高橋 善太さん	(39歳)	網代浜

(注1) 町役場へ届出を提出された方で届出の際にご承諾をいただいた方のみ掲載しております。
(注2) 略した文字で掲載しております。戸籍の氏名と異なることがあります。ご了承ください。

聖籠町長選挙における記号式投票を廃止しました

町長選挙当日の投票所における投票は、スタンプの押印方式(記号式投票)から他の選挙と同様の「記名式投票」となります。記名式投票は、次回の町長選挙からとなります。



聖籠町選挙管理委員会 ☎27-2111

上水道のメーターを取り替えます

ご家庭に取り付けてある上水道のメーターの取り替え作業を行います。

上水道のメーターは、計量法の定めにより8年ごとに交換が義務付けられています。

交換時にはご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



【対象世帯】 町内約138世帯

※事前に交換のお知らせをします。

【交換時期】 4月10日(月)から12月22日(金)まで

【交換方法】 町指定の水道工事店が、対象世帯に訪問し交換します。(水道メーター工事店の腕章を着用)

【交換時間】 20分程度

【交換の証】 「メーター交換」のお知らせ配付

【その他】 ・交換時間が短いため、お客様の立会いは必要ありません

・メーター交換の間は上水道の使用はできません

・メーターの交換作業での費用負担はありません

(ただし、交換の際に器具の破損などが見つかった場合、お客様負担で修理が必要となりますのでご了承ください。)

上下水道課(上水道管理棟内) 水道係 ☎27-5141

入札結果

入札日 2月7日

件名	場所	契約額(円)	業者名	納入完了日または工事(委託)期間最終日	入札方法※
1 寺島網代浜線(苔沼)道路舗装工事	聖籠町大字 諏訪山 地内 外	16,614,950	(株)加賀田組 下越営業所	令和5年 3月30日	(指)

※◎：指名競争入札 ○：制限付一般競争入札

ごみの出し方Q&A

今回は、生活環境課に寄せられたごみの捨て方に関する疑問をQ&A方式にまとめてみました。

Q1 割れたお皿などのガラス片を捨てる時は、厚紙や新聞紙に包んでしまえば、そのままごみステーションに出しても大丈夫ですか？



A1 雨や雪の日に厚紙などが破れてしまい、収集作業の際に作業員がケガをする恐れがあることから、厚紙などで包んだうえで、**透明または半透明のビニール袋**に入れてから出してください。



名称を記入してからビニール袋に入れてください。
※肥やし袋や米袋に入ったものは回収しません。

Q2 燃えないごみを捨てる際のビニール袋は、どのくらいの透明度までだったら捨てても問題がないでしょうか？



A2 収集作業の際に、**中身が確認できる程度**の半透明のビニール袋であれば、問題ありません。

なお、燃えないごみは、搬出先で、ごみステーションに捨てることのできない違反ごみ(テレビなど)が含まれていないか確認しています。

Q3 内側が銀色の牛乳パックは、緑色のネットに入れても大丈夫ですか？



A3 内側が銀色の牛乳パックは、アルミが含まれていて、リサイクルができないため、燃やせるごみとして出してください。



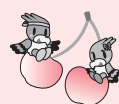
通常の(中身が銀色でない)牛乳パックを捨てる際は、リサイクルの工程で必要なため、よく洗って乾かして、必ず切り開いてから緑色のネットに入れましょう。

エコ通信



エコなココロで
育む未来

環境に
関することは
生活環境課
☎27-2111
(内線283)



男女共同参画通信 vol.52

知っていますか？ DVのこと 一人で悩まず、助けを求めましょう

新型コロナウイルスに伴う生活不安やストレスにより、配偶者などからの暴力(DV)の増加や深刻化が懸念されています。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や恋人など親密な関係にある者またはあった者から振るわれる暴力のことで、男性から女性に対する暴力だけでなく、男性が被害者となる場合もあります。

殴る・蹴るなどの体を傷つけることだけでなく、強い束縛で恐怖心を与えたり、心を傷つけたりすることなども暴力にあたります。

例えば…

- バカにする、無視する、大声で怒鳴る
- 友人や親戚との付き合いを制限する
- 電話やメールの履歴を勝手にチェックする
- 殴る、蹴る、物を投げつける
- 性的な行為を強要される
- 生活費を渡さない、金銭的自由を与えない

配偶者などからの暴力(DV)で不安を感じたら、一人で悩まず、相談窓口にご相談ください。また、周りで被害に困っている方がいる場合には、ぜひこの情報を共有していただき、一人でも多くの方が相談・支援につながるようご協力をお願いします。

【女性の権利・男女共同参画に関連する主な相談窓口】

主な相談内容	窓 口
・配偶者からの暴力	DV相談ナビ+ (プラス) ☎0120-279-889 SNS相談、メール相談対応可
・男女共同参画、人間関係 ・体と心の健康や生き方	新潟県男女平等推進相談室 ☎025-285-6605
・夫などからの暴力(DV) ・虐待や売春強要 ・女性の保護や福祉に関する問題	新潟県女性福祉相談所 ☎025-381-1111
・性犯罪被害などの悩み ・程度に関わらず相談を	新潟県警本部 女性被害110番 ☎025-281-7890

📍役場総務課 総務管理係(内線223)

家庭犬のしつけ教室

「おいで」でこない、散歩のときに引っ張る、犬の習性がよく分からないなど、困っていることはありませんか？犬のしつけに興味がある方は、どなたでも受講できますのでお気軽にご参加ください。

講義&実技コース

①講義

🕒5月14日(日) 午前10時～正午まで
📍新発田市カルチャーセンター2階
展示室・視聴覚室
※1組2名まで

②実技

🕒5月21日(日)、5月28日(日)、
6月4日(日)
午前8時～9時50分のうち50分間
📍県立紫雲寺記念公園内ドッグラン施設

【受講料】

2000円(新潟県動物愛護協会の会員でない方は、別途入会金2000円が必要)

【定員】20組

※参加犬の条件は、概ね生後6か月以上であり、狂犬病および5種以上の混合ワクチンが接種済であること。

講義コース

🕒5月14日(日) 午前10時～正午まで
📍新発田市カルチャーセンター2階
展示室・視聴覚室 ※1組2名まで

【受講料】無料

【定員】7組

【申込方法】

電子申請で提出。詳しくは下越動物保護管理センターのホームページをご確認ください。

📍新潟県動物愛護協会下越支部事務局
(下越動物保護管理センター内)
☎0254-24-0207

狂犬病予防注射 忘れずに！

生後91日以上犬を飼っている方は、飼い犬の登録(生涯1回)と狂犬病予防注射(毎年1回)が法律で義務づけられています。

狂犬病は、人を始めとする全ての哺乳類に感染し、発症すると100%死亡する恐ろしい病気です。世界では毎年5万人以上の方が亡くなっています。

狂犬病予防注射は、狂犬病が日本国内に侵入した場合に、犬に感染が蔓延することを防いでくれるものです。忘れずに予防注射を受けましょう！

◆日時と会場

日程	時間	会場
4月27日(木)	午前9時30分～10時30分	次第浜公民館
	午前10時50分～11時40分	亀塚公会堂
	午後1時30分～2時30分	網代浜会館
4月28日(金)	午前9時30分～10時30分	杉谷内公会堂
	午前11時～11時40分	真野公会堂
	午後1時30分～2時50分	役場隣の町倉庫

◆当日必要なもの

- ①通知はがき：通知はがきが郵送されますので、必要事項を記入のうえ、ご持参ください。
- ②料金：3250円(注射料金：2700円・注射済票：550円)
※4月14日(金)までに通知はがきが届かない場合は、お手数ですが役場生活環境課までご連絡ください。
※新たに犬を飼う場合は、登録手数料3000円が加算されます。
※事故防止のため、犬を制御できる人が連れてきてください。
※飼い犬がすでに死亡している場合は、必ず役場へ届出を行ってください。

愛犬に責任を！

ペットに関する苦情やトラブルが後を絶ちません。犬を散歩する時は、必ずリードをつけ、飼い主の責任において、フンは必ず持ち帰りましょう。

犬とあなたのお約束。必ず守ってくださいね！！

📍役場生活環境課 環境推進係(内線283)

📍役場産業観光課
地域振興係(内線123)

【貸出期間】1年間(令和5年4月1日(土)から令和6年3月31日(日)まで)
【貸出料】1㎡あたり150円(年度途中の貸し出しも同料金です)
詳しくはお問い合わせください。

【貸出場所】
聖籠町大字大夫1995番地1
【貸出区画】
一般用30㎡用地×65区画、
36㎡用地×20区画、48㎡用地×8区画
車椅子用プランター3㎡用地×4区画、4㎡用地×1区画

町では、野菜や花などを栽培しながら、自然にふれあい、つくり育てる喜びを実感し、農業への理解を深めてもらうため、「聖籠町ふれあい農園」の貸し出しを行っています。希望される方はお申し込みください。

「聖籠町ふれあい農園」
令和5年度利用者募集

国民健康保険税の年金天引きが始まります

国民健康保険(国保)に加入している世帯主の方で、次の①から⑤のすべてに当てはまる方は、特別徴収(年金からの天引き)の対象となります。

【特別徴収の対象となる方は？】

- ①世帯主が国保に加入しており65歳から74歳である
- ②国保加入者が全員65歳から74歳である
- ③年額18万円以上の年金を受給している
- ④介護保険料の特別徴収対象者で、介護保険料と国保税の合計額が年金支給額の2分の1を超えない
- ⑤その他特別な事情がない

すべてに
当てはまる方

特別徴収の対象となる方には、「仮徴収額決定通知書」をお送りします。
 ※通知書が届かない方は特別徴収の対象となりません。
 ※年金保険者から送付される年金の支払額に関する通知の中にも、特別徴収される税額が記載されています。

【特別徴収を中止したい方は】

次の①から②のすべてに当てはまる方は、申し出により特別徴収を中止することができます。

- ①過去2年間国保税を滞納なく納付している
- ②特別徴収の中止後、口座振替によって納付する

特別徴収の中止手続きは以下のとおりです。

- (1)金融機関で国保税の口座振替を申し込む
 - ・振替口座の通帳と届け出印が必要です
 - ・特別徴収の開始以前に口座振替にて国保税を納付していた方は手続き不要です
- (2)役場町民課の窓口で、申出書を提出する
 - ・(1)の口座振替申込書の控えが必要です
 - ・提出の際は、マイナンバーカードなどの身分証明書をお持ちください

※特別徴収の中止には期間を必要とするため、直近に支給される年金から、すぐに中止することはできません。
 ※特別徴収中止後、国保税の滞納が続いた場合、特別徴収が再開されることがあります。



❓役場町民課 保険係(内線117)

聖籠町中小企業人材育成 事業補助金のご案内

町では、従業員などの人材育成と商工業の発展のため、町内の中小企業者に対して研修会などの経費の一部補助を行っています。

○補助金の対象者

町内に事業所を有する中小企業基本法第2条に規定する中小企業者(※注)で、農業・林業・漁業を除く業種(女性も受講できますのでぜひご利用ください)

○対象となる研修

- ・国または地方公共団体が中小企業者を対象に実施する研修
- ・中小企業大学校が実施する研修
- ・新潟職業能力開発短期大学が実施する研修
- ・公益財団法人にいがた産業創造機構が実施する研修
- ・その他町長が認める研修

○補助金の額

・受講者1人につき研修受講料の2分の1の額(千円未満の端数は切捨て)

ただし、1人に対する補助額は3万円が限度
 ・1企業に対する補助は毎年度5人まで

○補助金の申請

聖籠町補助金等交付規則第3条の規定による申請書を産業観光課へ提出。ただし、申請書は受講決定の日から受講の7日前までに必ず提出してください。

※中小企業基本法第2条に規定する中小企業者とは…

	業 種	資本金の額または出資の総額 * 1	常時の従業員数 * 2
1	製造業、建設業、運輸業、その他(2~4以外の業種)	3億円以下	300人以下
2	卸売業	1億円以下	100人以下
3	サービス業	5000万円以下	100人以下
4	小売業	5000万円以下	50人以下

* 1は会社 * 2は会社および個人

❓役場産業観光課 地域振興係(内線122)

65歳
以上の方へ

令和5年度 介護保険料 仮徴収のご案内

仮徴収とは、前年度の保険料段階をもとに納付していただくものです。特別徴収について、4月・6月・8月(1～3期)が該当します。納付月は下記のとおりになります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
特別徴収	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
普通徴収				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

仮徴収について4月中旬にお知らせするのは、「新しく特別徴収が開始される方のみ」です。前年度から継続して特別徴収の対象となる方については、通知書が送付されませんので、ご承知おきください。なお、今年度の介護保険料については、7月中旬に皆さまにお知らせいたします。

1 特別徴収

- (1)納 期 年金支給月(各偶数月)ごと(計6期)
- (2)納付方法 年金から天引きされます。開始するための手続きは不要です。
- (3)通知時期
 - ①今年度から新たに特別徴収が開始される方 : 4月中旬および7月中旬
 - ②前年度から継続して特別徴収の対象となる方 : 7月中旬
- (4)仮徴収額
 - ①今年度から新たに特別徴収が開始される方
各期の仮徴収額(4月・6月・8月)は、前年度保険料年額の1/6の額です。
 - ②前年度から継続して特別徴収の対象となる方
各期の仮徴収額(4月・6月・8月)は、令和5年2月に特別徴収された保険料額と同額です。

2 普通徴収

- (1)納 期 7月～翌年3月(計9期)
- (2)納付方法 納付書または口座振替による納付
- (3)通知時期 7月中旬、転出などの保険料額が変更される事実が生じた月の翌月中旬

3 その他注意点

- (1)8月の仮徴収額については、各納期の徴収額を均一にするため、7月に通知する際に変更される場合があります。
- (2)以下に該当する方は、特別徴収の対象となりません。
 - ◇資格取得(例:65歳になられた、転入された)から、半年から1年を経過していない方
 - ◇介護保険料額が減額し特別徴収が停止した方
 - ◇年金の受給額が年額18万円未満の方
 - ◇年金の種類が変更となられた方 など※資格取得された方および特別徴収が一時的に停止した方などについて、特別徴収の対象となる場合は、準備期間を経て自動で特別徴収に切り替わります。徴収方法が変更となる場合は、事前に通知書を送付しますので必ずご確認ください。
- (3)保険料額の減額などの理由で、前年度特別徴収により納付されていた方であっても、特別徴収が停止される場合があります。その場合、普通徴収(納付書または口座振替)による納付となります。
 - ▶普通徴収の方には、納付の手間のない口座振替による納付をおすすめしています。ご希望の方は、金融機関にてお申し込みください。なお、手続きした月の翌月末の納期到来分からの口座振替になります。

お問い合わせ 役場町民課 保険係(内線116)

～後期高齢者医療制度に加入している皆さまへ～

令和5年度 後期高齢者医療保険料について

○令和5年度の保険料率は、令和4年度と同じです

後期高齢者医療制度は、被保険者一人ひとりから保険料を納めていただき、ケガや病気になった方を、高齢者を含めた社会全体で支える制度です。

皆さんから納めていただく保険料は、皆さんがケガや病気をしたときの医療費などを支払うための大切な財源となります。

令和5年度の保険料率は、令和4年度と同様に均等割額が1人当たり4万400円、所得割率が7.84%です。

■保険料の決まり方(年額)

保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。令和4年中の総所得金額等や世帯の所得状況により、個人単位で賦課します。

年間保険料額 (限度額66万円) 100円未満切捨	=	均等割額 1人当たり 4万400円	+	所得割額 (令和4年中の総所得金額等－基礎控除額) ×所得割率7.84%
--	---	--------------------------------	---	---

※基礎控除額は原則43万円となりますが、所得金額が大きい場合は、基礎控除額が29万円・15万円・0円と徐々に減額されます。

○保険料の軽減について(申請手続きは不要です)

■均等割額の軽減

世帯の令和4年中(令和4年1月1日から令和4年12月31日まで)の所得状況に応じて「均等割額」が軽減されます。

軽減割合は、同一世帯の被保険者および世帯主(被保険者でない方も含む)の所得金額の合計により判定します。

■均等割額の軽減対象判定基準

同一世帯の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等を合計した額	軽減後の均等割額	
43万円 +10万円×(給与所得者等 ^{*1} の数－1)以下の場合	7割軽減	1万2120円/年
43万円 +29万円×世帯の被保険者数 +10万円×(給与所得者等 ^{*1} の数－1)以下の場合	5割軽減	2万200円/年
43万円 +53.5万円×世帯の被保険者数 +10万円×(給与所得者等 ^{*1} の数－1)以下の場合	2割軽減	3万2320円/年

波線部の計算は、同一世帯の被保険者と世帯主に給与所得者等^{*1}が2人以上いる場合に計算します。

※1 給与所得者等とは

給与の収入額(専従者給与を除く)が55万円を超える方、または公的年金の収入額が65歳以上で125万円(65歳未満で60万円)を超える方(給与と年金の両方に該当する場合は1人と数えます)

★均等割額軽減判定時の年金所得計算方法

年金収入－公的年金等控除額－特別控除15万円(65歳以上のみ^{*2})＝年金所得

※2 昭和33年1月1日以前に生まれた方

■制度加入前日において被用者保険の被扶養者であった方への軽減

会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者で、制度加入の前日において保険料負担のなかった方は、保険料の「均等割額」は資格取得月から2年間のみ5割軽減され、「所得割額」はかかりません。軽減後の年間保険料額は2万200円です。

- ★市町村国保や国保組合などは対象となりません。
- ★同一世帯の被保険者と世帯主(被保険者でない方も含む)の所得金額の合計が、上の表の「均等割額の軽減対象判定基準」に該当する場合は、7割軽減となります。
- ★3年目以降、保険料の均等割額は「均等割額の軽減対象判定基準」で判定され、所得割額はかかりません。

●令和5年度の保険料額と納付方法は、7月中旬に決定し、被保険者の皆さまにお知らせします。

●後期高齢者医療保険料を特別徴収(年金からの天引き)で納めている方へ

令和5年4月に、次の方に対して「後期高齢者医療仮徴収額決定通知書」をお送りし、令和5年4・6・8月の納付額をお知らせします。

- ①令和5年2月に特別徴収で納めた金額と変更がある方
- ②令和5年4月から新しく特別徴収で保険料を納める方

令和5年2月に特別徴収で納めた金額と変更がない場合は、令和4年7月以降にお送りした後期高齢者医療保険料決定通知書での連絡となりますのでご了承ください。

お問い合わせ 新潟県後期高齢者広域連合 業務課 資格保険料係 ☎025-285-3222
役場町民課 保険係(内線115)



人間ドック受診料を助成します

【対象者】受診日現在において町内在住の後期高齢者医療制度に加入している方
後期高齢者医療保険料を滞納していない方

※同じ年度で町の集団健診を受ける(受けた)方は助成できません。

※他市町村や他保険で健診助成を受けた方は助成できません。

【助成額】1万円(人間ドックの費用が1万円未満のときは実額)

【申請方法】①健診機関に、人間ドックをお申し込みください。

※脳ドックは対象になりません。

②指定された日時に人間ドックを受診し、費用をお支払いください。

※領収書は大切に保管してください。

③後日、健診機関から人間ドックの結果が送付されてきます。

④聖籠町役場 町民課の窓口で申請してください。

【必要なもの】・人間ドックの領収書・人間ドックの結果・印鑑・口座番号のわかるもの

なお、結果については、保健福祉課と新潟県後期高齢者医療広域連合と共有し、今後の保健指導や、特定の個人が識別されない方法での統計・調査研究に活用します。

お問い合わせ 役場町民課 保険係(内線115・116)

令和5年5月7日まで

新型コロナウイルス感染症の感染者などを対象とした傷病手当金・傷病給付金

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけを「5類感染症」に引き下げの方針が示されたことを踏まえて、次の制度の対象期間は令和5年5月7日までとなります。以降の延長はありませんので、ご注意ください。

傷病手当金

●支給対象者

聖籠町国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入していて、①～③すべてに該当

- ①勤め先から給与の支払いを受けている方で、新型コロナウイルスに感染または発熱などの症状があり、感染が疑われる方
- ②感染または感染の疑いにより、その療養のために労務に服することができず、その期間が3日間を超える方
- ③労務に服することができない期間に対する給与の支払いを受けられない方(期間中に給与の一部の支払いを受けることができる場合で、その給与の額が傷病手当金の額よりも少ない場合は、その差額を支給します。)

●支給額

= 1日当たりの支給額 (直近の継続した3か月間の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × 2 / 3
↳ 期末勤勉手当(賞与)は除く。
× 支給対象となる日数
労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日数
↳ この期間の初日から3日間で就労を予定していた日数は除く。

●対象期間

令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間で、労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合などは最長1年6か月間まで)

●手続き・申請場所

該当する方は、所定の申請書(3枚。本人が記入するだけでなく、勤め先からも記入いただく必要があります)を、役場町民課に提出してください。そのほか、入院・自宅療養証明書などがあれば添付してください。

傷病給付金

●支給対象者

聖籠町国民健康保険に加入していて、①～③すべてに該当

- ①事業所得により生計を立てている方で、新型コロナウイルスに感染した方
- ②感染により、その療養のために事業を営むことができず、その期間が3日間を超える方(被用者を対象とした傷病手当金を受けることができる場合で、その額が傷病給付金の額よりも少ない場合は、その差額を支給します。)

●支給額

= 1日当たりの支給額5000円 × 支給対象となる日数
事業を営むことができない期間のうち、事業を営むことを予定していた日数
↳ この期間の初日から3日間で事業を営むことを予定していた日数は除く。

●対象期間

令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間で、事業を営むことができない期間(ただし、最長20日まで)

●手続き・申請場所

該当する方は、所定の申請書に、事業収入などを証明する書類、療養期間を確認できる書類を添えて、町民課窓口提出してください。

傷病手当金と傷病給付金の申請書の用紙は、町民課窓口もしくは町ホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

申請期限については制度によって異なります。詳しくはお問い合わせください。

役場町民課 保険係(内線115)

？役場町民課 保険係

国保 (内線117)
介護 (内線116)
後期高齢 (内線115)

納付についてお困りの場合は、お気軽にお問い合わせください。

その他の減免制度や保険税(料)の納付相談は、町民課にて承ります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、厚生労働大臣が、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症を法律上の「5類感染症」に位置づける方針を示したことを踏まえてのことです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、厚生労働大臣が、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症を法律上の「5類感染症」に位置づける方針を示したことを踏まえてのことです。

新型コロナウイルスに感染するなど、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した被保険者に対して行っていた国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免は、令和4年度相当分で終了しました。

「オレンジカフェなごみ」 (認知症カフェ)

認知症の人やその家族、認知症のことを知りたい方など、どなたでも気軽に集まり交流を楽しむ場所です。

カフェの時間内で、認知症に関する個別の相談もできます。



おしゃべり、体操、
レクリエーション
などしています

日 時：4月17日(月)
午後1時30分～3時

場 所：なごみの家
(結いハート聖籠脇)

参加費：無料

持ち物：飲み物

定 員：12名(先着順)

申込方法：電話でお申し込みください。
(4月3日(月)より受付開始)

【ご参加にあたってのお願い】

- ・感染症予防のため、事前申し込みをお願いします。
- ・新型コロナウイルス感染拡大状況・悪天候などを理由に中止となる場合があります。その際には申し込みされた方へ個別に連絡させていただきます。
- ・参加される方にはマスクの着用と来場時の検温をお願いしています。
- ・体調不良・発熱などの症状がある場合は参加の自粛をお願いします。
- ・飲食物の提供は行いません。飲み物は各自ご持参ください。
- ・会場内の換気のため、扉や窓を開けることがあります。参加される方は掛物や衣類で調節をお願いします。

認知症の人を介護する 家族のつどい

認知症の人を介護する家族同士が集まり、日頃の介護についての出来事や悩み、利用できる医療や介護サービスのことなどを話し合います。



☑町保健福祉センター 研修室
(参加人数、他事業の関係で変更になる場合あり)

☑午前10時30分～正午

【参加費】無料

申し込みが必要です。開催日の3日前(金曜日)までに聖籠町地域包括支援センターへご連絡ください。

【令和5年度開催日程】

基本的に毎月第2月曜日を開催予定としていますが、祝日などにより変更になる場合があります。具体的な日程は下記の通りです。

開催日程		
【令和5年】	8月9日	【令和6年】
4月10日	9月11日	1月15日
5月8日	10月2日	2月5日
6月12日	11月13日	3月11日
7月10日	12月11日	

【ご参加にあたってのお願い】

- ・事前に申し込みをお願いします。感染症拡大状況や悪天候などを理由に中止となる場合があります。その際は、お申し込みされた方へ個別に連絡をさせていただきます。
- ・体調不良・発熱などの症状がある場合には、参加の自粛をお願いします。
- ・会場内の換気のため、扉や窓を開けることがあります。参加される方は掛物や衣類で調節をお願いします。

お申し込み・お問い合わせ 聖籠町地域包括支援センター(町保健福祉センター内) ☎27-6521

税務課からのお知らせ ～確認してください、あなたの固定資産～

町では、あなたの固定資産(土地・家屋・償却資産)に対して令和5年度の課税をする準備をしています。固定資産税は、町が決定した課税標準額に1.4%を乗じたものが税額となります。

また、土地・建物の課税対象物件を記載した「課税明細書」を納税通知書に同封しますので併せてご確認ください。「課税明細書」の内容に誤りなどがある場合は速やかにご連絡をお願いします。

特に、昨年中(令和4年1月2日～令和5年1月1日)に取り壊した、または、取り壊し中の家屋は令和5年度から課税対象外となりますが、未登記家屋については取り壊されているかどうか把握できない場合がありますので税務課まで滅失の届出をお願いします。

この「課税明細書」は、農業所得などの確定申告に利用できる書類となりますので、1年間大切に保管してください。

固定資産税の縦覧について

地方税法第416条により、下記期間中お持ちの土地または家屋の価格と他の土地または家屋の価格を比較するため、町内の固定資産について縦覧することができます。

【縦覧期間】4月1日～5月1日まで(役場の開庁日)

【場所】聖籠町役場 税務課

不服の申立てについて

地方税法第432条により、町が決定した価格に不服がある場合は、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に聖籠町固定資産評価審査委員会(事務局：役場総務課)に対し、文書で審査の申し出ができます。

固定資産税の減免・減額について

固定資産税は、税法により次のような場合に減免および減額を受けられます。該当の方は忘れずに申請をしてください。

【減免】生活保護法に基づく生活保護者および公益のため無償で直接使用される固定資産などは減免の対象となります。第1期納期限日までに所定の申請をしてください。

【減額】税法に定める一定の要件を満たした耐震改修工事や、バリアフリー工事などを実施した場合は税額の一部が減額されます。実施後速やかに所定の申請をしてください。

☎役場税務課 税務係(内線144)

令和5年度町税などの納期限が決まりました

本年度の町税などの納期限が次のとおり決まりました。税(料)金は、納入期限内に完納するようお願いいたします。

なお、納付には、確実に納め忘れのない口座振替による納付をおすすめします。申込手続きは町指定の金融機関(ゆうちょ銀行を含む)の窓口で、申請書に必要事項を記入し提出してください。

※手続きされた月の翌月末の納期到来分から口座振替になります。

税目	期別	納期限
町・県民税	1	令和5年6月30日
	2	令和5年8月31日
	3	令和5年10月31日
	4	令和5年11月30日
固定資産税	1	令和5年5月1日
	2	令和5年7月31日
	3	令和5年10月2日
	4	令和5年12月28日
軽自動車税	全期	令和5年5月31日

☎役場税務課 税務係(内線144)

役場町民課 保険係(内線115・116・117)

役場産業観光課 地域振興係(内線125)

税目	期別	納期限
開拓パイロット賦課金	1	令和5年5月31日
	2	令和5年10月2日
国民健康保険税 介護保険料 後期高齢者医療保険料	1	令和5年7月31日
	2	令和5年8月31日
	3	令和5年10月2日
	4	令和5年10月31日
	5	令和5年11月30日
	6	令和5年12月28日
	7	令和6年1月31日
	8	令和6年2月29日
	9	令和6年4月1日

春の火災予防運動

『ひとつずつ いいね!』で確認
火の用心

4月1日(土)から4月7日(金)までの7日間、県下一斉に春の火災予防運動が実施されます。

●住宅防火対策の推進

住宅防火 いのちを守る

7つのポイント

3つの習慣

- ①寝たばこは、絶対やめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- ④逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ⑤寝具、衣類およびカーテンが

らの火災を防ぐために、防災品を使用する。

③火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器などを設置する。

④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

●枯草・林野火災予防対策の推進

枯草火災などは例年、春先に多く発生しています。昨年も空気が乾燥する3月に、たき火による火災が発生しました。

空気乾燥や風などの気象状況により、小さな火から容易に拡大し消火が困難となります。火入れやたき火を行う農作業時や行楽時の火の取り扱いには十分注意してください。

❓新発田地域広域消防本部予防課

☎0254・22・8096

または、お近くの消防署まで

く救うのは

一番近くのアナタの手

定期救命講習会のご案内

☐心肺蘇生法(AED含む)・止血法など

救命講習Ⅰ(基本コース)、救命講習Ⅱ(Ⅰ+テスト)、救命講習Ⅲ(小児)、上級入門コース

☒聖籠会場の開催日は次のとおりです。(新発田、胎内会場については、消防本部のホームページからご確認ください)

4月15日(入門)、5月14日(Ⅰ)、6月10日(Ⅲ)、20日(Ⅰ)、7月11日(Ⅲ)、20日(Ⅰ)、8月9日(Ⅲ)、21日(Ⅰ)、9月9日(Ⅰ)、21日(Ⅱ)、10月6日(Ⅰ)、11月11日(Ⅰ)、12月9日(Ⅲ)、1月19日(Ⅰ)、2月9日(Ⅰ)

月9日(Ⅰ)、3月8日(Ⅱ)各コース開始は午後1時30分、上級は午前9時〜午後5時

☐聖籠分署2階会議室(定員10名) ☎27・2500

【受付期間】開催日の10日前まで、定員になり次第締め切りです。

【申込方法】受講申請書によりお申し込みください。消防本部のホームページからも申請書をダウンロードできます。

【その他】受講料は無料です。入門コースは講習後の修了証が交付されません。

希望した会場から他の会場に変更をお願いする場合があります。

※次のとおり感染防止対策を講じ講習会を実施します。

- ①受付時、受講者の体温測定および風邪症状を確認します。
- ②マスクの着用をお願いします。
- ③人工呼吸の手法は説明のみとさせていただきます。
- ④講習中に換気を実施します。
- ⑤講習中は、こまめにアルコール消毒液で手指消毒をお願いします。

❓新発田地域広域消防本部

部予防課

☎0254・22・9073

住宅用火災警報器の設置はお済みですか?

新発田消防本部では、管内における各世帯の住宅用火災警報器の設置状況の把握や今後の普及啓発活動に役立てることを目的に、住宅用火災警報器設置状況調査を実施します。

【調査期間】4月1日(土)〜4月30日(日)

☒新発田市・胎内市・聖籠町の世帯

【調査方法】新発田消防本部ホームページ上に設けたWebアンケート(回答時間の目安は約2分以内、全6問選択式)

アンケート調査はこちらから↓



アンケート調査はこちらから↓

【注意】消防職員が、住宅用火災警報器や消火器を販売したり、民間の業者に点検などを委託することはありませんのでご注意ください。

❓新発田消防本部 予防課

☎0254・22・8096

特設人権相談所を開設します

町では、令和5年度の特設人権相談所を下記の日程で開設します。相談は無料で秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

また、各予定日が近づいてからも、随時お知らせします。

開設予定日・時間

6月8日(木)午後1時~3時
7月6日(木)午後1時~3時
10月12日(木)午後1時~3時
12月7日(木)午後1時~3時

☐役場1階 会議室

【担当者】

聖籠町内に在住の人権擁護委員

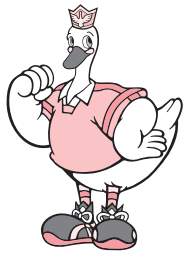
【相談内容】

相続・離婚・離縁・親子間の問題・近隣問題・いじめ・いやがらせ・名誉毀損などの心配ごとや、困りごと

❓役場町民課 町民サービス係(内線112)

新潟地方法務局 新発田支局

☎0254-24-7102



アルビレックス 新潟情報!!



トップチーム

2023シーズン

「ご当地応援選手」決定!

アルビレックス新潟ではさらにホームタウン活動を推進するべく、「ご当地応援選手」「市町村デー」を実施させていただきます。ホームタウンである各市町村の魅力を広く発信するお手伝いをし、さらに各地域にお住まいの方々にクラブや選手を知ってもらい、アルビレックス新潟が皆さまの身近な存在となることを目指してまいります。

【目的】

- ・アルビレックス新潟や選手が協力させていただき、ホームタウン30市町村の魅力を広く発信する
- ・地域に愛されるクラブ、チーム、選手を目指す

【実施内容】

■ご当地応援選手

- ・県内30市町村を7つのエリアに分け、担当するエリアの市町村を選手が応援
- ・各市町村が情報発信する際に、選手やマスコットを広報やPRに活用
- ・クラブおよび選手もSNSなどを通じて各市町村の情報発信に協力

■市町村デー

・リーグ戦の各試合を「市町村デー」として設定し、試合会場にてPR機会を設定

- ・対象市町村の住民の皆さまに試合観戦機会をご提供（観戦ご優待）

聖籠町は、新発田市、五泉市、阿賀野市、阿賀町と一緒に「新発田・阿賀エリア」として設定しています。エリアリーダーは引き続きDF舞行龍ジェームズ選手（No.5）。メンバーは、MF伊藤涼太郎選手（No.13）、MFシマブクカズヨシ選手（No.29）に加え、GK小島亨介選手（No.1）、DF渡邊泰基選手（No.15）が新たに加わりました。聖籠町の皆さん、よろしく願います!

2023シーズンホーム開幕!

3月4日（土）、対戦相手に北海道コンサドーレ札幌を迎え、デンカビッグスワンスタジアムでJ1リーグでのホーム開幕戦を6年ぶりに迎えました。スターティングイレブンには、新発田・阿賀エリアのご当地応援選手である小島選手、舞行龍選手、伊藤選手、渡邊選手が名を連ねました。17分に先制され

るものの、21分に今シーズンのデンカビッグスワンスタジアムでのファーストゴールを伊藤選手が決めると、前半アディショナルタイムに追加点を挙げて逆転。後半に追いつかれて、引き分けという結果でしたが、聖籠町のアルビレッジで日々積み重ねてきたアルビレックス新潟のサッカーに、自信と希望を抱かせてくれる試合でした。

2023シーズン、「更なる飛躍！」を目指し、皆さまのご期待やご支援にお応えできるよう、全力を尽くしてまいります。

レディース WEリーグ後半戦再開



3月5日（日）にYogibo WEリーグ後半戦が再開し、初戦はデンカビッグスワンスタジアムで三菱重工浦和レッズレディースと対戦しました。

アルビレディースは前半戦未勝利で、リーグ最下位という結果で中断期間に入りました。中断期間中は、約3週間大阪にて強化キャンプを行い、充実した環境でトレーニングに励みました。前半戦での課題であった攻撃面の改善、守備力の向上などを確認し合い、選手同士のコミュニケーションも活発に行いながら取り組みました。

そんな中断期間を挟み、迎えた初戦では、前半から強化キャンプでトレーニングに励んだ成果が表れました。強豪浦和に対してアグレッシブな守備を展開し、相手に自由を与えませんでした。自分たちが相手陣地に侵入した時は、積極的に仕掛けチャンスをつくりませんが、前半は得点を奪うことができず0・0で折り返します。

後半も引き続きアグレッシブなサッカーで闘いますが、後半56分に先制点を奪われます。しかし、70分には相手のミスから奪ったボールを園田瑞貴選手から上尾野辺めぐみ選手へ繋ぎ、

最後は滝川結女選手が右足を振り抜き同点に追いつきます。

追加点を奪うべく積極的にゴールへと向かいますが、81分にセットプレーから失点し逆転を許します。そのまま試合は終了し、1・2の敗戦となりました。



同点弾を放った滝川選手は、「前半戦に比べて自分たちのやりたいことはできていたが、プロとしてやはり結果にこだわらないといけない」と手ごたえを感じつつも悔しい表情を見せながら話しました。「結果が出ない中でも応援してくださいという方々のために勝ちたい」と話すように、残り12試合を1試合でも多く勝利できるように、チー

ム一丸となって良い準備をしてまいります。引き続き熱いご声援のほどよろしく願っています。

4月の試合予定

※ホームゲームのみ掲載

へトップチーム

4月1日(土)

vs 名古屋グランパス

午後2時キックオフ

4月5日(水)

vs 柏レイソル

午後7時キックオフ

4月15日(土)

vs アビスパ福岡

午後2時キックオフ

4月23日(日)

vs 鹿島アントラーズ

午後2時キックオフ

※会場はすべてデンカビッグスワンスタジアム

へレディース

4月22日(土)

vs ジェフユナイテッド市原

千葉レディース

午後1時キックオフ

新潟市陸上競技場



【聖籠町へ政策提案発表会】

2月14日(火)・2月15日(水)

に聖籠町役場にて、聖籠町の課題解決に向けた政策提案発表会が行われました。近年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響でオンラインでの発表が続いていましたが、今年は対面で実施されました。

この発表は、地域連携論という授業の一環として、サッカービジネス科1年生が聖籠町の課題解決に向けた政策を考案するものです。当日は、西脇道夫町長をはじめ、副町長、各課の職員の方などが参加し、学生らが6つのグループに分かれて、「農



JAPANサッカーカレッジからのお知らせ



業の後継者不足」や「国際交流」などのテーマをもとに、発表を行いました。

発表にあたり、第5次聖籠町総合計画やインターネットの情報を読み解くことで、地域が抱える課題や現状について学ぶことができました。今回の発表やいただいた感想を糧にし、今後も聖籠町に貢献していきたいです。

【北信越フットボールリーグ開幕】

4月9日(日)に北信越フットボールリーグが開幕します。

JAPANサッカーカレッジは石川県金沢市のサッカークラブチーム、FC北陸との開幕戦が



五十公野陸上競技場で開催されます。

昨年2位のJAPANサッカーカレッジは今年こそ首位でシーズンを終えJリーグの登竜門である、JFLに昇格できるように頑張ります。対戦相手であるFC北陸は昨年北信越フットボールリーグ2部で1位になり昇格を決めた勢いに乗っているチームです。選手たちは開幕戦へ向けて一生懸命、練習に取り組んでいるので聖籠町の皆さまの応援をお待ちしております。

会場では飲食の出店、イベントなど様々なことを企画しております。詳細は二次元コードより学生運用ホームページをご確認ください。皆さまのご来場をお待ちしております！

LINE     

職場体験 受入れ企業募集

下越地域若者サポートステーション（サポステ）では厚生労働省からの委託を受け、働くことを目指している15歳～49歳の若者に対する就労支援を行っています。

就職支援の一環として企業や各種団体の協力を得て職場見学・体験を実施しています。参加者に様々な業種を見学・体験してもらうことで働く意欲が増し、希望業種への職業意識がより一層増すことも期待できます。

サポステでは職場見学・体験を受入れていただける企業を募集しています。

詳しくはお問い合わせください。（職場見学・体験の実施にあたり、新潟県の助成を受けサポステより「職場実習受入奨励金」を受入企業に支給させていただきます）

☎0254・28・8735

就職を探そう！ 一般職業適性検査を 実施します

「自分に合う仕事ってなんだろう？」「自分の得意、不得意

ってなんだろう？」職種選択にお悩みの方を対象に、職業適性の検査を行います。筆記検査により7種の能力の測定を行います。後日、個別に結果のフィードバックも行っています。

☎15～49歳で就業していない方（要申込）定員8名

📅4月20日（木）午後2時～4時
📍聖籠町立図書館 会議室

適性検査以外にも15～49歳で就業していない方を対象に、就職についての個別相談を行っています。詳しくはお問い合わせください。

☎0254・28・8735
📍下越地域若者サポートステーション

📞電話受付時間 平日午前10時～午後5時まで（第2金曜日は休館日）

県立聖籠緑地公園 情報モニター募集

県立公園を利用する皆さんの意見を、公園の活用おおよび管理運営に活用するため、公園情報モニターを募集します。

詳しくは、公募要領をご覧ください。公募要領は、同公園管理事務所にあるほか、県ホームページでダウンロードできます。

📄20歳以上で、年間を通じて同公園を利用し、利用や管理に関心

のある個人または地域の代表者
【委任期間】依頼日～令和6年3月31日（更新をお願いする場合があります）

【業務内容】年4回程度の活動報告、評価報告シートの提出

【その他】ボランティアのため報酬はありません。

【応募方法】5月8日（月）午後5時までに、申込書を直接、郵送またはEメールで提出してください。

申込書は同公園管理事務所（島見緑地）にあるほか、県ホームページでダウンロードできます。

☎025・280・5345
（Eメール）ngt160050@pref.niigata.lg.jp

📍県都市整備課（〒950・8570 新潟市中央区新光町4番地1）

「はまなす公園つつじ」 フォトコンテスト

つつじが咲き誇る隠れた名所の「はまなす公園」。はまなす公園のつつじを構図に入れた写真のフォトコンテストを開催します！

📅開花目安 昨年4月28日～5月14日（開花時期がずれることがあります）

【応募方法】Eメール
(s.higashisoumu.nsh@tohoku-epco.co.jp)

氏名・住所・電話番号を明記のうえ応募ください。
応募数は1人1点まで ※応募作品の返却はいたしません。



【応募締切】5月29日（月）必着

【表彰】最優秀賞1点、優秀賞3点、秀賞10点

【結果発表】入賞者へは、事務局よりご連絡いたします。

📍東北電力（株）東新潟火力発電所総務グループ
☎025・256・2121

（土日祝日除く午前9時～午後4時）

2023 加治川桜堤ウォーク

📅4月15日（土）午前9時30分～

📍加治川治水記念公園集合

【コース】加治川治水記念公園からさくら大橋、紫雲寺橋を回る約5.5kmを歩きます。

※申込不要・参加費無料
熱のある方、体調の悪い方は参加をご遠慮ください。

📄プレゼント
ドリンク、絵葉書など

📍加治川を愛する会 宮嶋

陸上自衛隊 新発田駐屯地記念行事

新発田駐屯地開設70周年および第30普通科連隊創設61周年を記念し、次のとおり記念行事を開催します。

📅4月22日（土）午前10時～午後3時（駐屯地開放午前8時30分）

📍陸上自衛隊新発田駐屯地
📍記念式典、音楽演奏、広報展示、体験試乗、装備品展示、野外売店、白壁兵舎広報史料館イベント（体験搭乗抽選会）

※天候・災害の発生などにより行事を中止または内容を一部変更する場合があります。

【駐車場】アイネスしばたおよび新発田市カルチャーセンター駐車場をご利用ください。

※ご来場の際は、マスクを着用してください。

※無料シャトルバスは運行しませんのでご了承ください。

※ペットを連れての入門はご遠慮いただきますようお願いいたします。（介助犬の入門は可能です）

📍陸上自衛隊新発田駐屯地広報室
☎0254・22・3151

☎090・5810・8115



佐藤 心達ちゃん



菅原 麦ちゃん



本間 佳惺ちゃん

町の宝で～す

2月の乳児健診から

元気に育ってね！

この写真は保健福祉センターで行われている乳児健診会場で主に4か月健診対象乳児を撮影しています。



井沢 優姫ちゃん



会田 徹生ちゃん



渡辺 璃久ちゃん

ミ ラ クル

食は味楽来

春野菜献立 旬を食べよう

旬の食材にはこの時期に取りたい栄養がぎゅっと詰まっています。季節の変わり目、旬を食べて元気に過ごしましょう。

春野菜丼

●材料(2人分)

菜の花(またはアスパラ菜) 2束
 人参…………… 1/3本
 ふきのとう…………… 4~6個
 椎茸…………… 1~2枚
 厚揚げ…………… 1枚
 鶏ひき肉…………… 100g

生姜…………… 少々
 玄米(ごはん) …… 2杯分
 ごま油…………… 大さじ1
 醤油…………… 大さじ1
 A みりん…………… 大さじ1
 砂糖…………… 大さじ1
 煎りごま…………… 大さじ1

●作り方

- ①玄米は一晚浸水させてから炊く(ごはんでもOK)。
- ②椎茸は薄切りにして小鍋で酒、みりん、砂糖、醤油各小さじ2(分量外)で煮含める。鶏ひき肉に生姜のみじん切りを加えて同様に味付けそばろを作る。
- ③人参は3cm程度の長さに薄切りにする。菜の花も同じ長さに切る。
- ④小鍋に湯を沸かし、人参、ふきのとう、菜の花を湯がく(ふきのとうは苦みが強いので茹でたら、水にさらしておく)。
- ⑤厚揚げは両面焼いて焼き色をつける。
- ⑥Aを合わせてよく混ぜ、ごまダレを作り、器に具材を盛り付け、ごまダレをかけて出来上がり。



春野菜スープ

●材料(2人分)

たまねぎ…………… 1/4個
 人参…………… 1/4本(20g)
 春キャベツ…………… 40g
 さやえんどう…………… 2~4枚
 コンソメ…………… 1個
 水…………… 2カップ
 塩、こしょう…………… 少々

●作り方

- ①たまねぎは薄切り、人参、春キャベツはせん切り、さやえんどうは筋を取って薄切りにしておく。
- ②たまねぎ、人参を鍋に入れ、一つまみの塩を加え野菜から汁気がじわっと出てくるまで炒める。
- ③水、コンソメを加える。野菜が煮えたら、春キャベツを加え、さっと煮て、さやえんどうを入れて火を止め、塩、こしょうで味を調べて出来上がり。

保健福祉課(町保健福祉センター内) 管理栄養士 ☎27-6511

インターンシップ (学生の就業体験) 参加企業募集

町では、新発田市、胎内市と連携し、聖籠町・新発田市・胎内市の高校や大学の学生を対象としたインターンシップ事業を実施します。

聖籠町・新発田市・胎内市の就業率を向上させるため、インターンシップを受け入れてくださる企業を募集しています。

【実施時期】7月~11月の間

【参加予定校】新発田市、胎内市、聖籠町にある大学、短期大学校、専門学校、高等学校

【申込方法】5月10日(水)までに申込書をファックスまたはEメールで提出してください。

申込書は、新発田商工会議所または町ホームページからダウンロードできます。

役場産業観光課 地域振興係
(内線122)



祝

聖籠中卒業

129人の新たな門出をお祝い申し上げます。
未来へはばたけ！卒業生！



長年の功労をたたえて
選挙功労者を表彰



▲左から布施委員長、佐藤政江さん、佐々知瑞枝さん、田村八四男さん、犬井栄さん

投票管理者や立会人として長年にわたり従事された方々が、選挙の適正な執行に尽力された功績をたたえられ、選挙管理委員会から表彰されました。

このたび表彰を受けた方は次のとおりです。

●投票立会人として、通じて20回以上勤め、かつ通算12年以上にわたる者
佐藤 政江さん（次第浜）

●投票管理者または投票立会人として、通じて10回以上勤め、かつ通算6年以上にわたる者
犬井 栄さん（丸瀨）
田 村八四男さん（次第浜）
佐々知 瑞枝さん（正庵）

新潟県スポーツ賞受賞
フェンシング
小林かなえ選手
（山大夫出身）



2022年世界選手権サーブル団体で銅メダルを獲得したことで、新潟県から国際的な競技大会で活躍し優秀な成績を収め、県のスポーツの向上および振興に寄与したとして『新潟県スポーツ賞』が花角知事から贈られました。
小林選手から「パリ五輪出場とメダル獲得を目指して頑張ります」とメッセージをいただきました。
小林かなえ選手、おめでとうございます。